

(案)

令和5年度いわて環境ワークブック等作成・普及啓発促進業務委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、甲の令和5年度いわて環境ワークブック等作成・普及啓発促進業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1 乙は、甲の定めた別紙「令和5年度いわて環境ワークブック等作成・普及啓発促進業務委託仕様書」により、委託業務を誠実に実施し、甲はその費用として委託料_____円（うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額_____円）を支払う。

ただし、委託業務に要した経費が、この額を下回った場合は、委託料の金額は当該実績額をもって委託料とする。

(委託期間)

第2 委託期間は、契約年月日から令和6年3月22日までとする。

(契約保証金)

第3 契約保証金は、_____円とする。

(業務に係る甲の指示)

第4 甲は、必要があると認める場合は、乙に対して、委託業務の実施状況に関して報告を求め、又は必要な事項を指示することができる。

2 乙は、委託業務の実施に関し、必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

(再委託の制限)

第5 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(第三者への委託禁止)

第6 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

(委託業務内容の変更)

第7 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、委託期間若しくは委託料を変更するものとする。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(業務完了及び検査)

第8 乙は、委託業務が完了した場合は、実績報告書（様式第1号）を甲に提出するものとする。
2 甲は、前項の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に、実績報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託業務の実施の状況がこの契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

（適合の措置）

第9 甲は、第8第2項の規定による検査により、委託業務の実施の状況がこの契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。
2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。
3 第8第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

（委託料の請求及び支払）

第10 乙は、第8第2項（第9第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格した場合は、委託料請求書（様式第2号）を甲に提出するものとする。
2 甲は、前項の規定により委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

（損害賠償等）

第11 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（前金払）

第12 甲は、必要があると認める場合は、委託料の9割以内を前金払することがある。
2 乙は、前金払を請求しようとする場合は、委託料前金払請求書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

（履行遅延の違約金）

第13 乙が、自己の責めに帰すべき理由により、委託期間内に契約を履行することができない場合は、甲は、遅延日数1日につき委託料から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年2.5パーセントの割合で計算した額の違約金を徴収することがある。

（支払遅延利息）

第14 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、委託料の支払を遅延した場合には、乙に対して支払の日までの日数に応じ、支払遅延した委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

（契約不適合責任）

第15 甲は、乙が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(甲の催告による解除)

第16 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第4若しくは第9第1項の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (2) その他この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除)

第17 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。
- (2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

第18 第16又は第17の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

- 2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

(履行の妨害への対応)

第19 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(委託料の返還)

第20 乙は、第16又は第17の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

(返還に伴う遅延利息)

第21 乙は、第20の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲が定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

(個人情報の保護)

第22 乙は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利の帰属)

第23 委託業務の実施のため甲が乙に提供した資料及び委託業務の実施により作成された成果品に関する一切の権利は、甲に帰属するものとする。

(目的外使用等の禁止)

第24 乙は、委託業務のため甲が乙に提供した資料を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りでない。

(関係書類の保存)

第25 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和11年3月31日まで保存するものとする。

(補則)

第26 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 乙は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第4 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第5 乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

(指示、報告等)

第6 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第7 乙は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

岩手県知事

様

住 所

名 称

代表者

印

実績報告書

令和 年 月 日付けで締結した令和5年度いわて環境ワークブック等作成・普及啓発促進業務委託契約に基づく事業を完了したので、同契約書第8第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 実施内容

岩手県知事 様

住 所
名 称
代表者 印

委託料請求書

令和 年 月 日付けで締結した令和5年度いわて環境ワークブック等作成・普及啓発促進業務委託契約に基づく事業を完了したので、同契約書第10第1項の規定により次のとおり委託料の支払を請求します。

記

委託契約額 (A)	円
前金払受領済額 (B)	円
今回請求額 (C=A-B)	円
振込先金融機関	銀行 支店 口座種類 口座番号

岩手県知事

様

住 所

名 称

代表者

印

委託料前金払請求書

令和 年 月 日付けで締結した令和5年度いわて環境ワークブック等作成・普及啓発促進業務委託契約に基づく事業の実施にあたり、同契約書第12第2項の規定により次のとおり委託料の前金払を請求します。

記

1 請求額 金 円

委託契約額 (A)	円
前金払受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
差引残高 (D=A-B-C)	円
振込先金融機関	銀行 支店 口座種類 口座番号

2 前金払の理由

(別記「個人情報取扱特記事項」第3関係)

個人情報管理責任者等通知書

年 月 日

岩手県知事 あて

受注者 住所
氏名

年 月 日付けで委託契約を締結した次の業務について、契約書第22に基づく個人情報取扱特記事項における、個人情報管理責任者等を下記のとおり定めたので通知します。

記

業 務 名	
委 託 場 所	

	氏 名
個人情報管理責任者	
受注業務従事者等	

個人情報を取り扱う場所 (作 業 場 所)	
----------------------------	--